

富士川水系河川整備計画の点検について

1. 整備計画の点検について	1
2. 流域の社会情勢の変化	
(1) 流域の人口・資産の変化	3
(2) 近年の洪水等による災害の発生状況	5
3. 事業の進捗状況・見通し	
(1) 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	7
(2) 河川環境の整備と保全に関する事項	11
4. 河川整備に関する新たな視点	
(1) 河川行政の動き	13
(2) 気候変動を踏まえた治水計画の見直し	14
(3) 流域治水への転換	15
5. 河川整備計画の点検結果（案）	16

令和2年10月8日
関東地方整備局

1. 整備計画の点検について

- 河川整備計画は、当面の具体的な河川整備に関する事項を定めたものであり、流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更するものである。
- また、平成18年に策定した富士川水系河川整備計画にも、河川の整備状況、流域の社会状況、自然状況等の変化並びに新たな知見及び技術の進捗等により対象期間内であっても必要に応じて本河川整備計画の見直しを行う旨の記載をしている。

点検の視点

1) 流域の社会情勢の変化

- ・土地利用の変化
- ・人口・資産等の変化
- ・近年の洪水等による災害の発生の状況 等

2) 地域の意向

- ・地域の要望事項 等

3) 事業の進捗状況

- ・事業完了箇所
- ・事業中箇所の進捗率 等

4) 事業の進捗の見通し

- ・当面の段階的な整備の予定 等

5) 河川整備に関する新たな視点

- ・地震津波対策、大規模洪水対策 等

現河川整備計画の内容

第1章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 流域及び河川の概要

第2節 河川整備の現状と課題

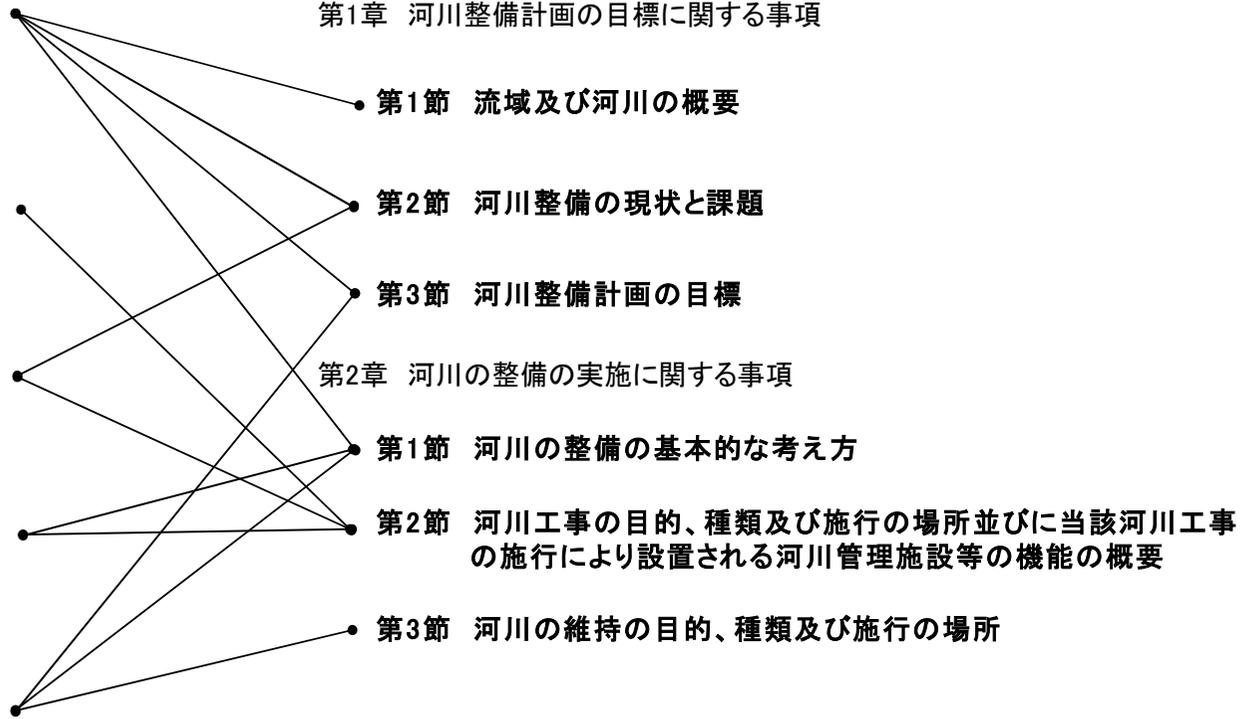
第3節 河川整備計画の目標

第2章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川の整備の基本的な考え方

第2節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設等の機能の概要

第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所



富士川水系河川整備計画【平成18年9月 P.35】

第1章第3節第1項 (2) 計画対象期間

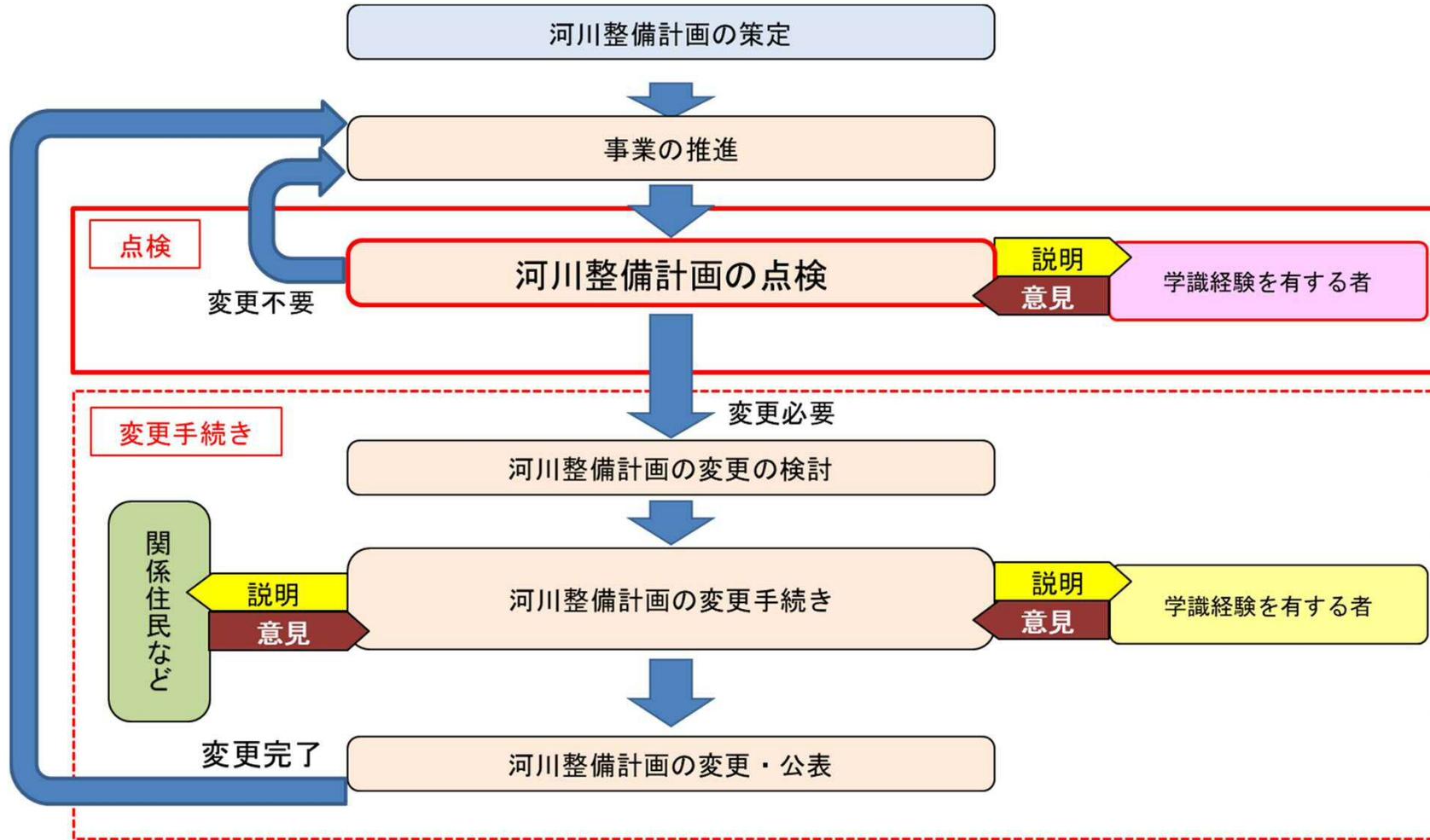
本河川整備計画の対象期間は、概ね30年間とする。

なお、河川の整備状況、流域の社会状況、自然状況等の変化並びに新たな知見及び技術の進捗等により対象期間内であっても必要に応じて本河川整備計画の見直しを行う。

1. 整備計画の点検について

- 整備計画の点検は、事業評価の実施時期等を勘案して、計画的に実施するとともに、点検にあたっては必要に応じて学識経験を有する者の意見を聞くなど、客観性の確保に努めることとされている。
- 点検の結果、計画の見直しの必要がなければ、現計画に基づいて事業を実施していき、計画の見直しの必要があれば、変更計画の検討等を進めていくこととなる。

河川整備計画の点検及び変更の流れ



本日の意見をいただきたいポイント

➤ 平成18年に策定した富士川水系河川整備計画について、整備計画の点検を行ったので、点検結果(案)についてご意見をいただきたい。

2. 流域の社会情勢の変化 (1)流域の人口・資産の変化(1/2)

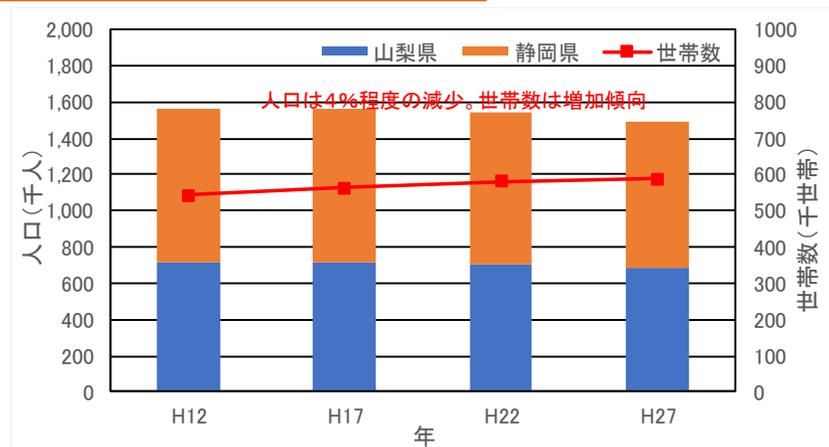
- 富士川流域内の人口・資産は、流域面積の約6%にあたる洪水想定氾濫区域内に、人口・資産の約5割が集中しており、平成17年と比較し、調査基準年(平成22年)における流域内人口は減少している一方で、洪水想定氾濫区域内人口は増加が見られる。
- 近年(平成27年)においても、富士川流域内に位置する山梨県・静岡県の行政人口は、平成17年・平成22年と比較し、やや減少傾向にあるものの、甲府盆地内の浸水リスクの大きい地域(甲斐市、中央市、昭和町)では、行政人口が2%程度増加している。

流域・氾濫区域内の人口・資産の変化

		流域	
		うち洪水想定氾濫区域 ()内は流域に占める割合	
面積(km2)		3990.0	260.0 (6.5%)
人口総数 (人)	H17	1,149,265	524,956 (45.7%)
	H22	1,122,999	560,315 (49.9%)
	H22/H17	97.7%	106.7%
総資産 (百万円)	H17	22,244,974	10,791,643 (48.5%)
	H22	23,920,477	12,307,795 (51.5%)
	H22/H17	107.5%	114.0%

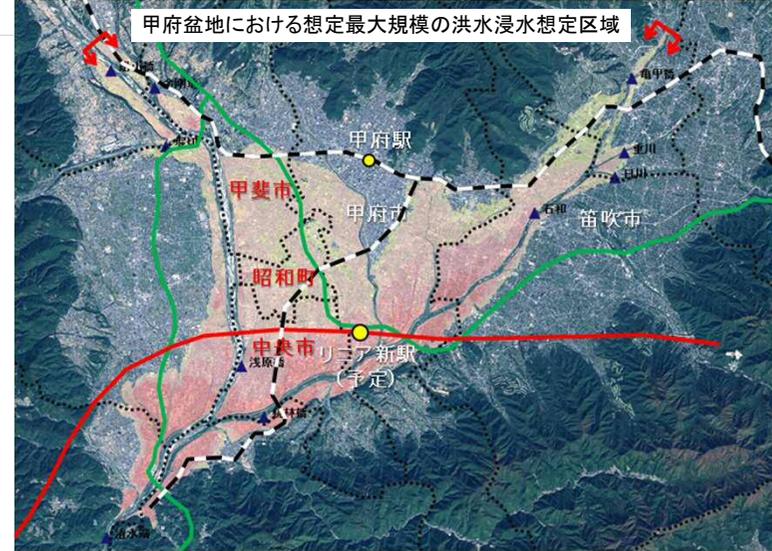
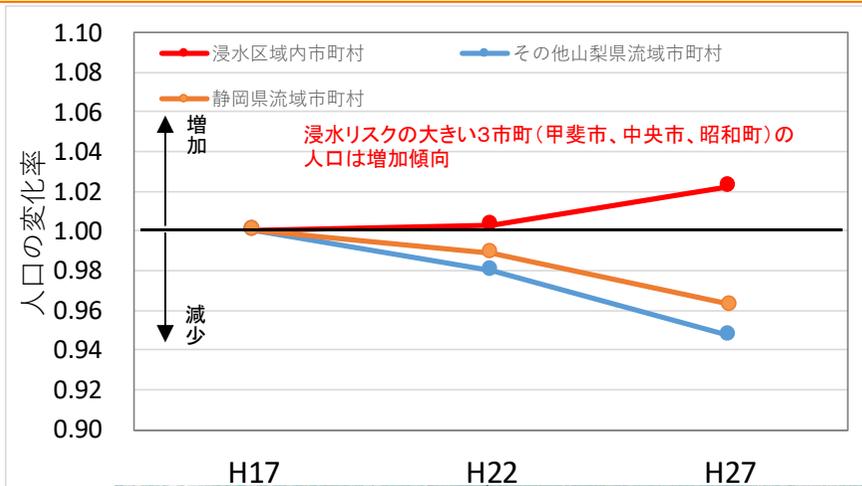
出典 国土交通省公表資料「一級水系における流域等の面積、総人口、一般資産額等について」

山梨県・静岡県の人口・世帯数の変化



出典 富士川流域内の市町村の国勢調査結果をもとに整理

甲斐市・中央市・昭和町とその他市町村の人口推移(H17基準)



流域の社会情勢の変化(流域の人口・資産等の変化)に対する対応(1/2)

➤ 流域内人口は減少しているものの、洪水想定氾濫区域内人口は増加しており、治水の重要性が増している。

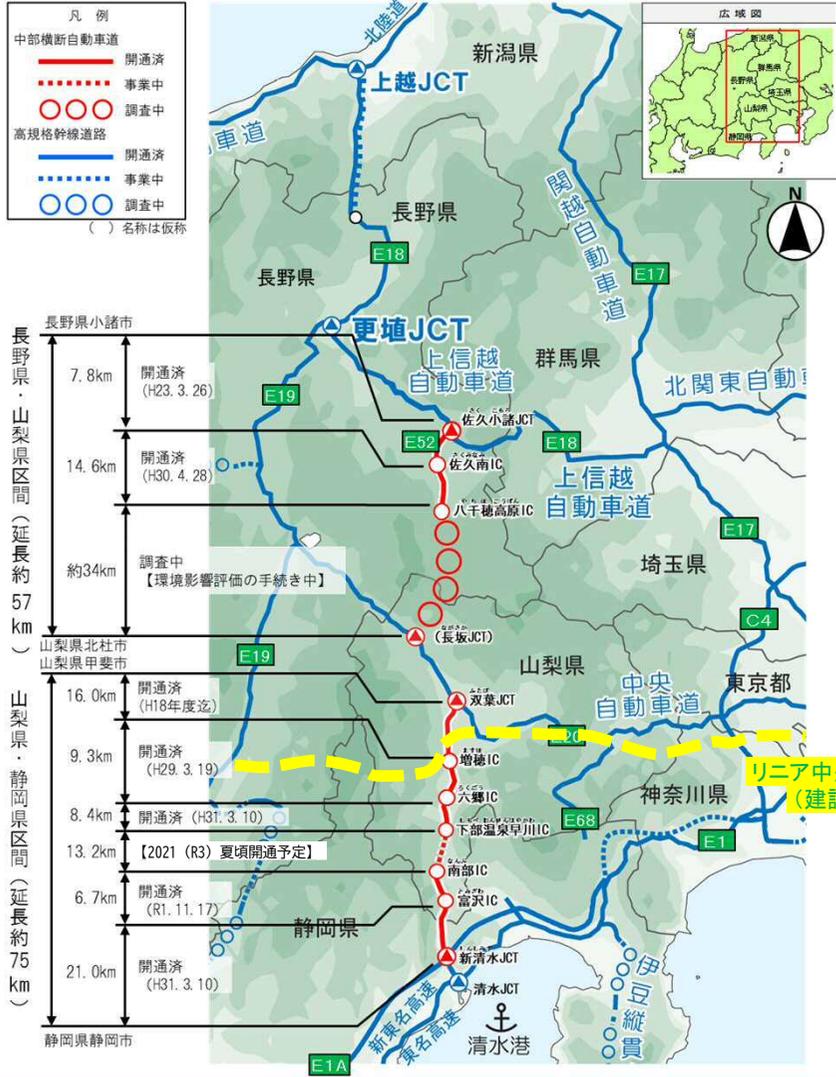
2. 流域の社会情勢の変化 (1)流域の人口・資産の変化(2/2)

- 平成18年度以降では、平成24年に新東名高速道路が開通※したほか、新東名と中央道、上信越道を結ぶ中部横断自動車道の建設が進められ、令和3年夏頃には新東名(新清水JCT)から中央道(双葉JCT)までの区間が開通予定。また、リニア中央新幹線の建設が進められており、流域内では山梨県駅(甲府市内)が建設予定。
- 中部横断自動車道の一部開通により沿線の自治体では新規企業が進出し、地域の雇用機会の増加がみられる。また全線開通を見越した企業立地も進展中。

※ 2020年3月現在、海老名南ジャンクション(JCT)-伊勢原大山インターチェンジ(IC)間、御殿場JCT-豊田東JCT間で開通済み

平成18年以降の主な交通網の変化

平成18年 12月	中部横断道 増穂IC～南アルプスIC開通
平成24年 4月	新東名高速 御殿場JCT～三ヶ日JCT開通
平成29年 3月	中部横断道 六郷IC～増穂IC 開通
平成31年 3月	中部横断道 新清水JCT～富沢IC、下部温泉早川IC～六郷IC 開通
令和元年11月	中部横断道 富沢IC～南部IC 開通
令和3年(夏頃予定)	中部横断道 南部IC～下部温泉早川IC開通 →中央道～新東名区間が開通
令和9年(予定)	リニア中央新幹線 品川～名古屋間開通



進出した事業所の例

ヤマト科学株式会社
南アルプス工場
【1】

住友電工デバイス・イノベーション株式会社
山梨事業所
【2】

出典：やまなし産業立地コミッション

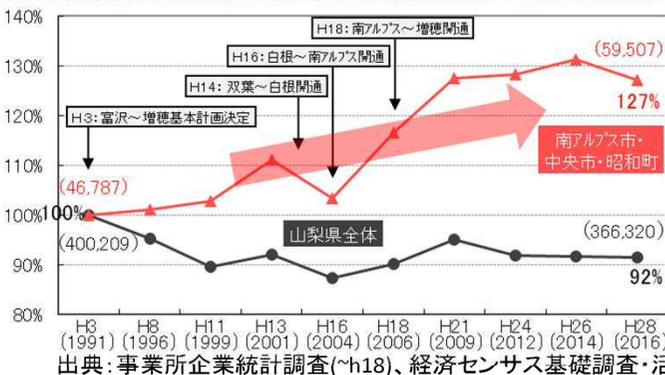
企業立地重点促進区域の例

山梨ビジネスパーク
売地面積: 0.8ha
【3】

南部町中野地区
面積: 3.2ha
【4】

出典：山梨県企業立地ガイド
中小企業基盤整備機構
中小企業ナビゲーター

沿線自治体の従業者数の推移 (平成3年を100%)



沿線自治体(南アルプス市、中央市、昭和町)の従業員数は、27%(約1.3万人)増加
また、全線開通を見越した企業立地が進展中

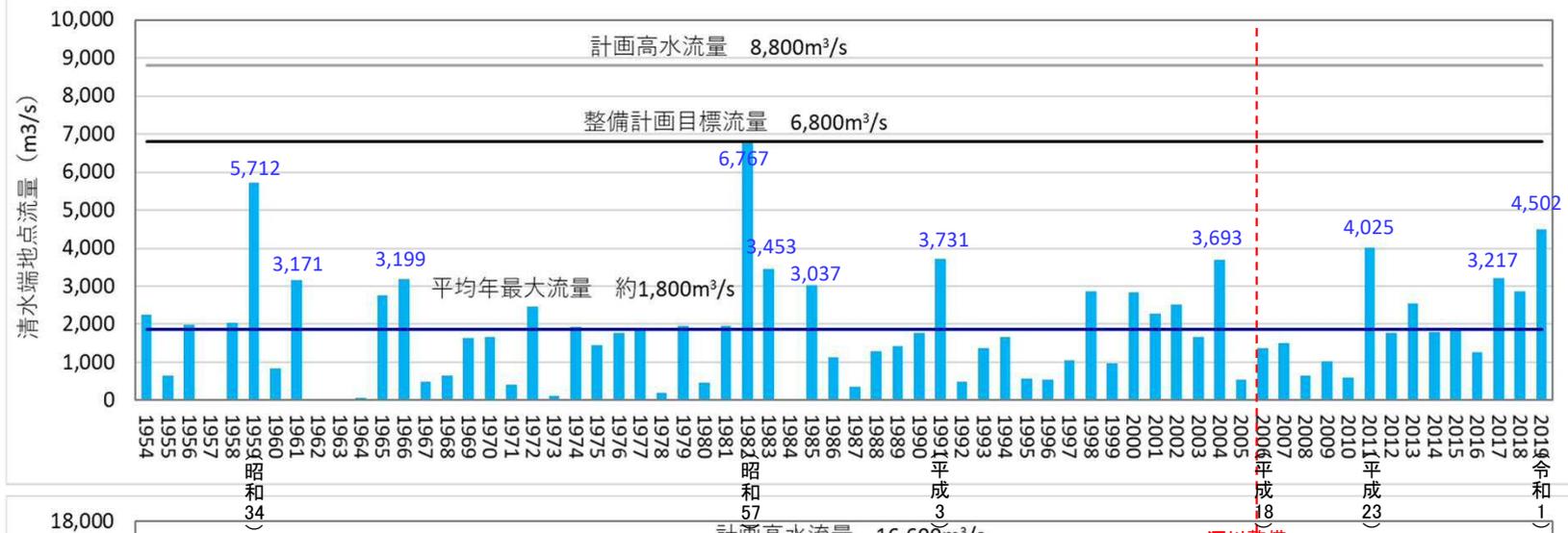
流域の社会情勢の変化(流域の人口・資産の変化)に対する対応2/2

- 中部横断自動車道やリニア中央新幹線の建設が進められており、社会経済活動の活性化が見込まれることから、治水の重要性が増している。(社会経済活動への被害最小化が求められている。)

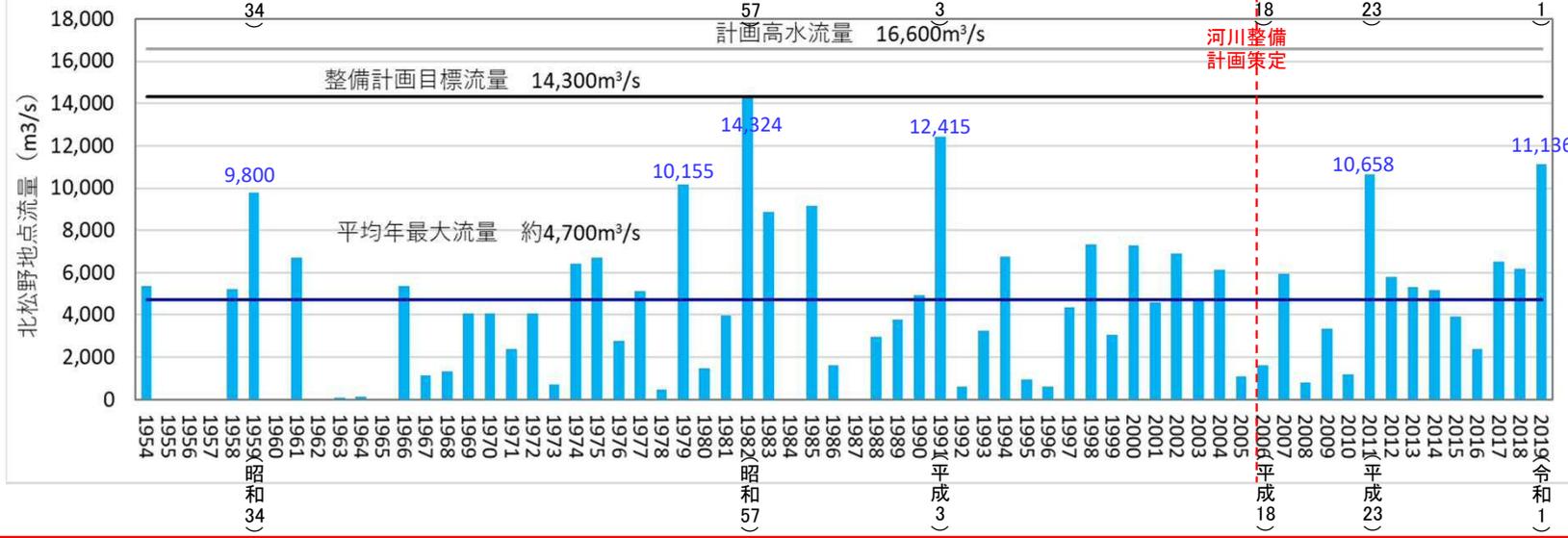
2. 流域の社会情勢の変化 (2) 近年の洪水等による災害の発生状況(1/2)

- 富士川、釜無川では、戦後最大規模の洪水である昭和57年8月洪水、笛吹川では昭和34年8月洪水と同規模の洪水を整備計画目標流量としている。整備計画策定(平成18年)以降、清水端で4,000m³/s、北松野で10,000m³/sを上回る洪水が2回(H23洪水、R1洪水)発生しているが、現行整備計画の目標を超える洪水は発生していない。
- 昨年の令和元年東日本台風では、多くの河川で観測史上最大又は2位の流量を記録し、河川整備計画の目標を超過する(又は迫る)流量となり、各地で甚大な被害をもたらした。富士川では整備計画の目標流量を超過するような洪水ではなかったが、堤防際までの河岸侵食や護岸の損傷が発生している。

年最大流量
(清水端)



年最大流量
(北松野)



本データは、様々な流量データを洗い出し、数値確認が出来たものを記入している

出典：
 ・水文水質データベース
 ・水文水質データベースが欠測の場合、流量観測、痕跡水位からの推定流量、流量年表を用いている。

※2019(令和1)年は速報値。

流域の社会情勢の変化(災害の発生状況)に対する対応(1/2)

- 整備計画策定以降、計画規模を超える洪水は発生していない。

2. 流域の社会情勢の変化 (2) 近年の洪水等による災害の発生状況(2/2)

- 富士川は急流河川のため、洪水エネルギーが大きく、中小洪水の段階から河岸侵食、堤防・護岸被災が発生している。
- 河川整備計画策定以降も、H19.9洪水、H23.9洪水、H29.10洪水、R1.10洪水などの中小規模の洪水において、たびたび、堤防際までの侵食や護岸の損傷が発生しており、応急復旧や緊急的な対策を実施している。

堤防・護岸の被災数(河川整備計画策定以降)

洪水発生日	流量(m ³ /s)	堤防・護岸被災箇所数	天然河岸被災箇所数	
			清水端	北松野
H19.9 (台風9号)	1,509	3,279	4	0
H23.9 (台風15号)	4,025	10,658	3	3
H29.10 (台風21号)	3,217	6,507	2	0
R1.10 (台風19号)	4,502	11,136	3	14

※R1.10洪水の流量は速報値

計画高水流量： 8,800m³/s (清水端)
16,600m³/s (北松野)

河川整備計画目標流量： 6,800m³/s (清水端)
14,300m³/s (北松野)

H23.9洪水被害

平成23年9月に2回発生した洪水において、釜無川、笛吹川で河岸侵食が発生(清水端地点ピーク流量は、約1,900m³/sと4,000m³/s)

侵食



H29.10洪水被害

平成29年10月に発生した洪水において、富士川で護岸の崩落・流失が発生(清水端地点のピーク流量は、約3,200m³/s)

H29.10洪水後



H29.10洪水後



富士川
西島地先

R1.10洪水被害

令和元年10月に発生した洪水において、管内の17箇所で見守り護岸の崩壊や堤防護岸の損傷等が発生(清水端観測所のピーク流量は、約4,500m³/s)



釜無川 下條東割地先



釜無川 下今井地先



釜無川 信玄橋下流

流域の社会情勢の変化(災害の発生状況)に対する対応(2/2)

- 富士川の河道特性から、中小規模の洪水に対する被害を防止するため、河岸や堤防の侵食対策を強化する必要がある。

3. 事業の進捗状況と見通し

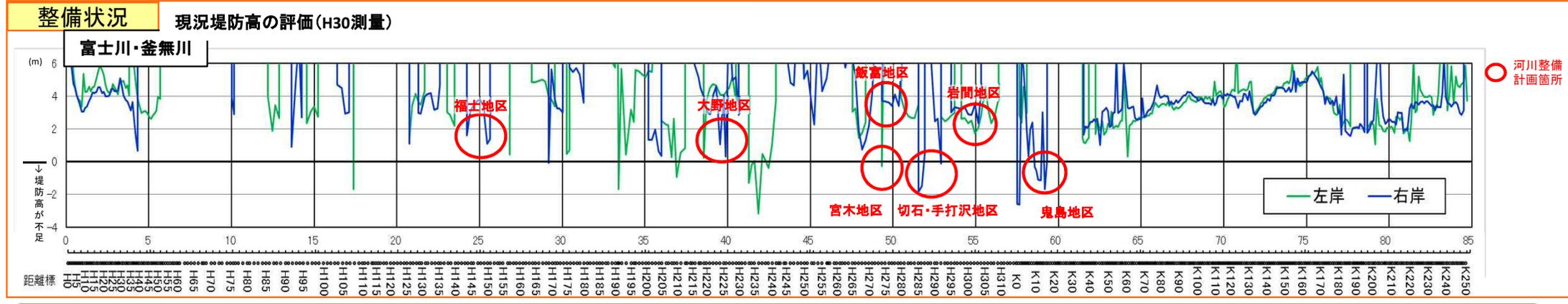
(1) 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 ① 浸水防止対策

- 中流ブロックは、昭和57年8月洪水等により家屋等の浸水被害のあった地区を優先的に整備するとして8箇所計画しており、これまでに大野地区・岩間地区・福士地区（一部）の整備が完了しており、現在は切石・手打沢地区の整備を実施しているところである。進捗状況としては約7.4kmのうち、約3.4km（約47%）の整備が完了している。
- 地元からも整備の早期実施を要望されている地区もあり、事業への理解、協力を得ている。

整備計画箇所の実施状況

工事の種類	施行の場所	実施状況 (R2.3末時点)	整備率
築堤	南部町 福士	一部完了	61% (約1.0km/1.7km)
	身延町 大野	完了	100% (約1.1km)
	市川三郷町 岩間	完了	100% (約0.8km)
築堤または宅地嵩上げ	富士川町 鬼島	未実施	0% (約1.0km)
	身延町 切石	実施中	0% ※ (約0.5km)
	身延町 手打沢	実施中	69% (約0.6km/0.8km)
	身延町 宮木	未実施	0% (約0.7km)
	身延町 飯富	未実施	0% (約0.9km)

※切石地区については河床から3段の護岸整備のうち2段まで160mを施工済み



浸水防止対策(堤防整備等)における進捗状況と見通し

➢ 優先的に実施する箇所の整備を加速し、流域の社会情勢の変化も考慮し、浸水の防止・軽減を図る必要がある。

3. 事業の進捗状況と見通し

(1)洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項
 ②河道断面確保対策(河床掘削)

- 整備計画の目標流量に比較して流下能力の不足している区間の対策として、河道断面の確保のため河床掘削を2箇所計画しており、砂利採取等を活用しながら、2箇所とも整備を実施している。
- 一方で、富士川は全川に渡って、出水による土砂の流出や移動が活発であることから、整備計画策定後の出水等によって、河道の変化が生じている。

整備計画箇所の実施状況

工事の種類	施行の場所	実施状況 (R2.3末時点)
河床掘削	十島堰上流区間	実施中 (築堤整備に必要な土砂採取のため一部の掘削を実施)
	石和地区	実施中

整備事例



十島堰上流 事業範囲: H-137~H-144



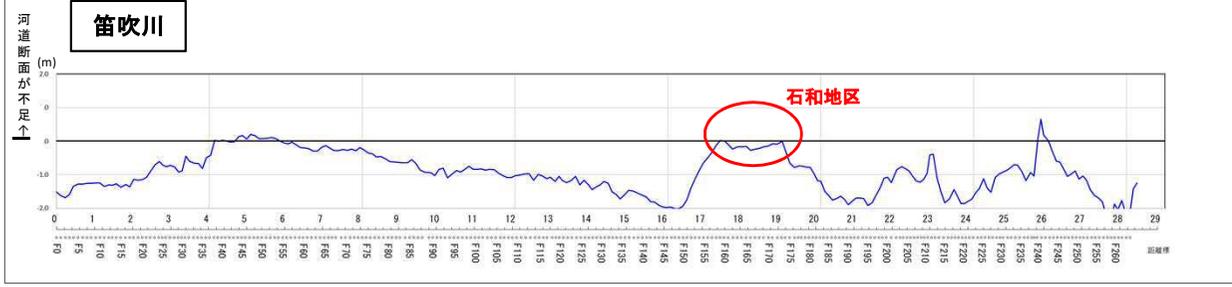
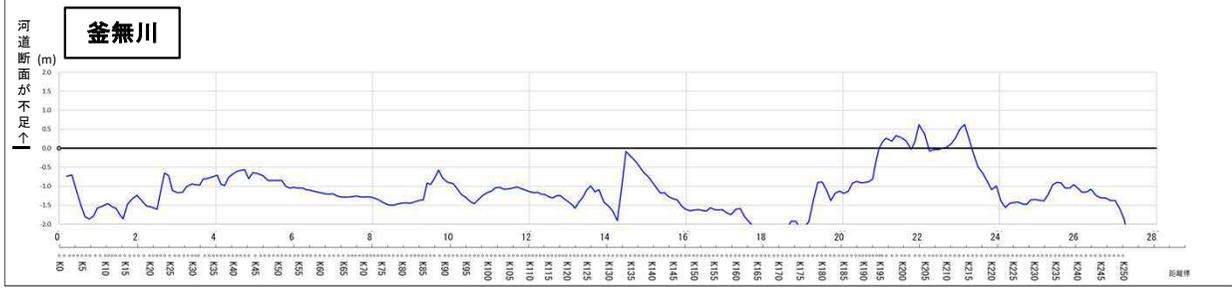
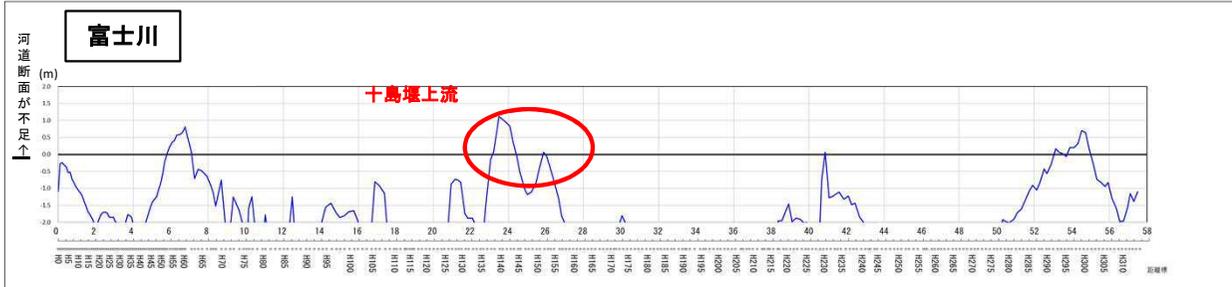
石和地区 事業範囲: F-150~F-175



河川の現状

現況河道断面の評価(H30測量)

○ 河川整備計画箇所



河道断面確保対策(河床掘削)における進捗状況と見通し

- ▶ 整備は砂利採取等を活用しながら進めているものの、出水による土砂の流出や移動が活発であるため、河道の状況の変化を踏まえ、河道断面を確保していく必要がある。

3. 事業の進捗状況と見通し

(1)洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 ③洗掘防止対策

- 河川整備計画では、釜無川、笛吹川において洗掘防止対策が盛り込まれており、緊急性の高い箇所から対策を実施している。
- 整備計画策定以降、平成23年9月洪水等、中小洪水により河道が大きく変化し堤防侵食の危険度が増したため、富士川下流部においても、緊急的に護岸整備を実施してきている。
- 出水により、みお筋が頻繁に、かつ大きく変動することから、河道の変化を監視しながら対策を実施している。ただし、河道の変化は出水の規模や土砂の流出状況により変動するため、侵食箇所は予測不可能である。

整備計画箇所の実施状況

工事の種類	施行の場所	実施状況 (R2.3末時点)
洗掘防止対策	釜無川 富士橋～武田橋間	実施中 (これまでに護岸整備6.0kmを実施)
	笛吹川 富士川大橋～ JR身延線橋梁間	実施中 (これまでに護岸整備3.4kmを実施)

整備事例



洗掘防止対策における進捗状況と見通し

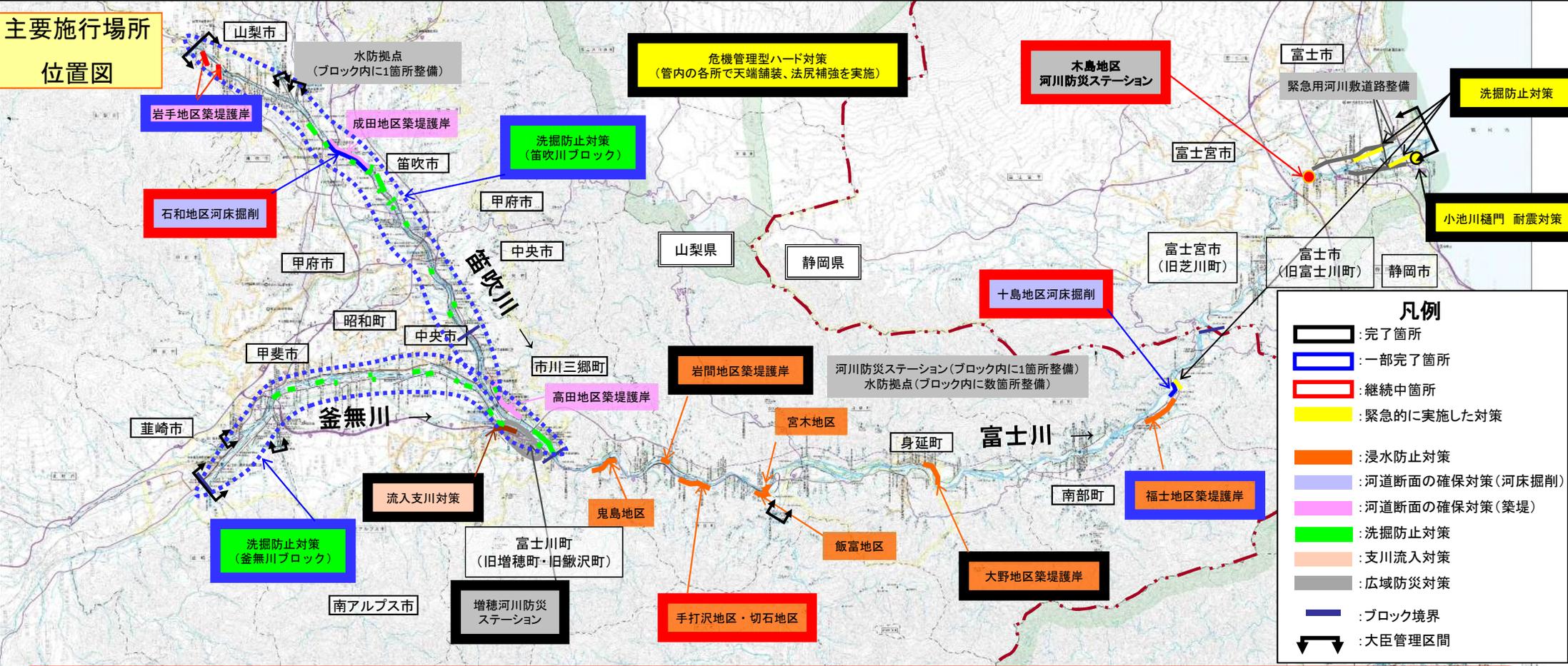
➢ 整備計画策定以降、H23.9洪水などの中小洪水で、度々の堤防河岸際までの侵食、護岸の損傷が生じており、緊急的に対策を講じてきていることから、今後も河道の変化を踏まえながら、全川にわたって、対策を実施していく必要がある。

➢ 濁筋の変化は予測することが難しく、侵食対策箇所を特定することはできないため、河道の状態を監視しながら、定期的に分析・評価し、緊急性の高い箇所から整備ができるよう進めていく必要がある。

3. 事業の進捗状況と見通し (1)洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

- 富士川、釜無川では、戦後最大規模の洪水である昭和57年8月洪水、笛吹川では昭和34年8月洪水と同規模の洪水を整備計画目標流量として、堤防整備、河床掘削、洗掘防止対策等を重点的に進めている。
- 広域防災対策としては、増穂地区の河川防災ステーションの整備が完了しており、現在は木島地区で整備を実施しているところである。
- また、整備計画策定以降、H23東日本大震災やH27.9関東・東北豪雨災害を踏まえ、構造物の耐震対策や危機管理型ハード対策など、全国的に早期に対策が必要な対策については、緊急的に実施している状況である。

主要施行場所
位置図



治水整備における事業の進捗状況と見通し

- 現在の河川整備計画目標の早急な達成を目指す必要がある。
- 堤防強化対策(浸透対策)や津波・地震対策(堤防・構造物の耐震対策)についても、今後、計画的に照査・対策を実施していく必要がある。
- また、施設能力を上回る洪水が発生することを想定し、危機管理的な対応について、最新の新たな視点を踏まえながら、計画的に実施していく必要がある。

3. 事業の進捗状況と見通し (2)河川環境の整備と保全に関する事項 (人と川とのふれあいの場の整備) (1/2)

- 河川整備計画では、環境整備として17箇所が計画されており、これまでに3箇所の整備が完了し、現在は4箇所ですべて事業を実施している。
- 河川整備計画策定後、人と川とのふれあいの場の整備には、市町において「水辺の楽校プロジェクト」や「かわまちづくり支援制度」等の制度活用が必要となっている。
- 「かわまちづくり支援」制度においては、これまで4市町にて登録活用されており、さらに昨年度(令和元年度)には、市川三郷町にて新たなかわまちづくり計画が登録されたところであるが、現時点において未整備箇所における市町の制度活用等の地域の意向は示されていない。

整備計画箇所の実施状況

ブロック	施行の場所	工事の種類	実施状況 (R2.3実績)
富士川 下流	①富士市 松岡	雁堤の遊歩道等の整備	実施中
	②富士宮市 沼久保	遊歩道等の整備	完了
	③富士市(旧富士川町) 木島	親水整備	実施中
	④富士市(旧芝川町) 尾崎	桜づつみ、遊歩道等の整備	未整備
富士川 中流	⑤南部町 富士	親水整備	未整備
	⑥南部町 内船	親水護岸等の整備	未整備
	⑦身延町 大野	親水整備	未整備
	⑧身延町 飯富	親水整備	未整備
	⑨富士川町(旧飯沢町) 明神町	河岸緑地公園整備と連携した水辺整備	完了
釜無川	⑩富士川町(旧増穂町) 青柳町	道の駅と河川防災ステーションと連携した川の駅(水辺プラザ)	実施中
	⑪南アルプス市 東南湖	水辺の染校等の親水整備	未整備
	⑫南アルプス市 鏡中条	霞堤部分での親水整備	未整備
	⑬南アルプス市 鏡中条	親水整備	未整備
	⑭南アルプス市上高砂～葎崎市龍岡町下条南割 甲斐市竜王～甲斐市下今井	大規模治水歴史公園整備	完了
笛吹川	⑮甲斐市西八幡～葎崎市水神1丁目	遊歩道等の整備	未整備
	⑯笛吹市八代町増田	親水整備	未整備
	⑰笛吹市一宮町田中、山梨市大野	三川合流部の親水整備	実施中

整備状況(実施中地区)

【①松岡・③木島地区】

・富士市による「雁堤・木島地区かわまちづくり計画」に基づき、散策路や親水護岸等の整備を実施。



散策路や親水護岸の整備

整備事例(完了地区)

【⑨明神町地区】

- ・平成19年度完了
- ・親水護岸や散策路等の水辺整備により、「学習」、「体験」、「憩い」等の多様なニーズに対応することができ、「にぎわいのある水辺」が創出



散策路



階段護岸



利活用状況

【②沼久保地区】

- ・平成21年度完了
- ・自然や地域の特性を活かし、子ども達が自然体験できる場として近くを流れる河川を活用する整備を実施
- ・自然体験や環境学習の場として利用されている



親水護岸

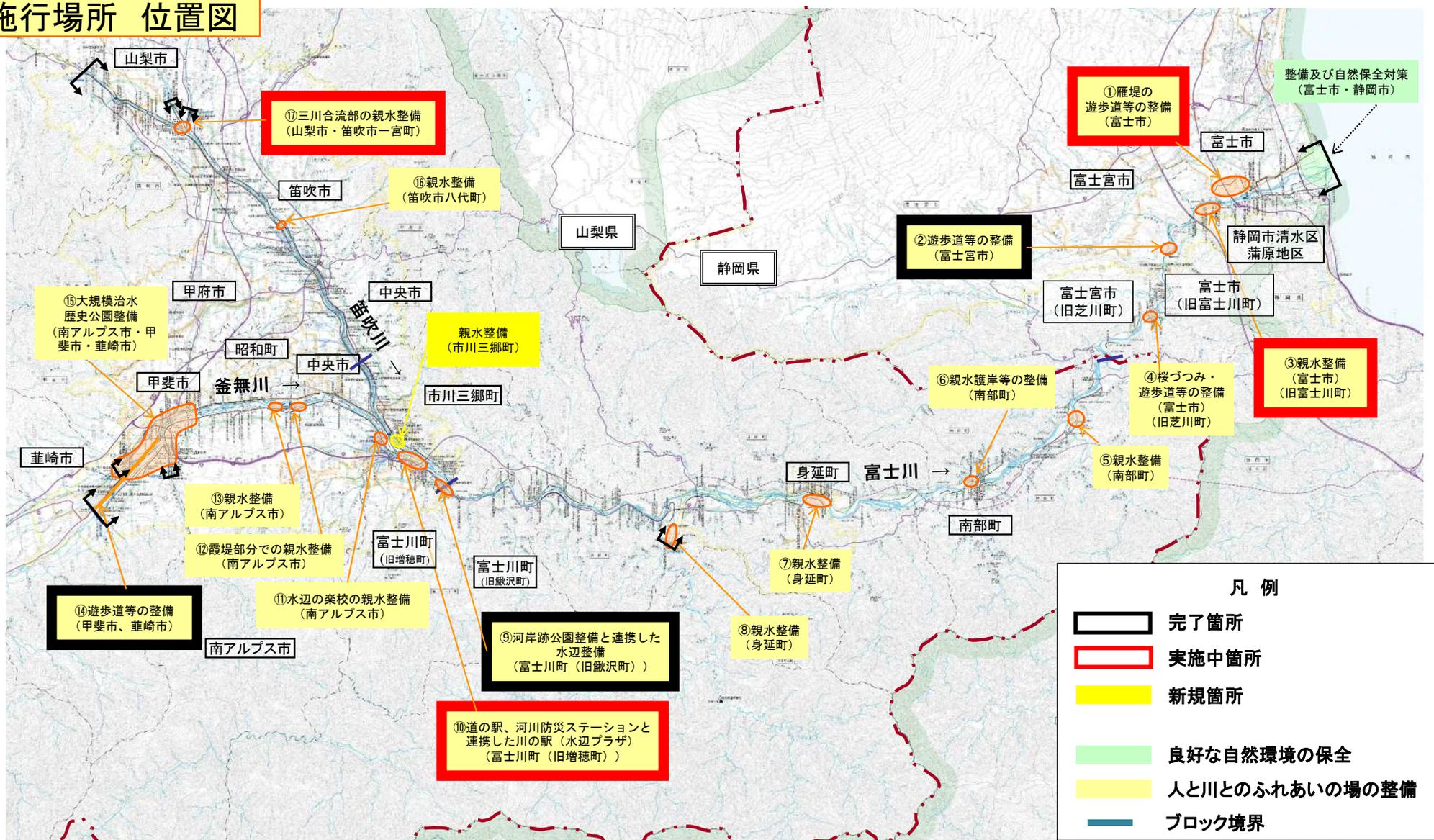


散策路



利活用状況

施行場所 位置図



人と川とのふれあいの場の整備における進捗状況と見通し

- 人と川とのふれあいの場の整備については、かわまちづくり支援制度の創設(整備計画策定後の新たな視点)や地域の意向を踏まえ、施行の場所について見直す必要がある。

4. 河川整備に関する新たな視点 (1)河川行政の動き

■ 平成18年9月の富士川水系河川整備計画策定以降、河川法改正による津波や維持管理の位置づけをはじめ、水防災意識社会再構築ビジョンなどの危機管理的な対応の位置づけや流域治水プロジェクトの取組など様々な動きが生じている。

治水、利水、環境に係る法律や制度等の主な変化

年	月	事象	治水	利水	環境
H21	4	かわまちづくり支援制度の創設			●
H22	4	「総合水系環境整備事業の実施方針」について通知			●
H23	3	河川敷地占用許可準則 一部改正 (河川空間のオープン化の特例)			●
	3	東北地方太平洋沖地震発生	●		
	5	河川砂防技術基準 維持管理編(河川編) 策定	●		
	9	河川津波対策について	●		
H24	12	水防法改正 (津波を目的に追加、水防団員の安全確保)	●		
	2	「河川構造物の耐震性能照査指針」改定	●		
	7	九州北部豪雨災害発生	●		
H24	9	九州北部豪雨災害を踏まえた堤防緊急点検結果を公表	●		
	4	社会資本整備審議会河川分科会が「安全を持続的に確保するための今後の河川管理のあり方について」答申	●		
H25	6	水防法及び河川法改正 (津波対策、水防への協力、河川協力団体制度、維持修繕義務の明確化等)	●	●	●
	11	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	●		
	12	首都直下地震対策特別措置法	●		

 水防災意識社会の再構築	 地震・津波対策
 気候変動対応	 維持管理

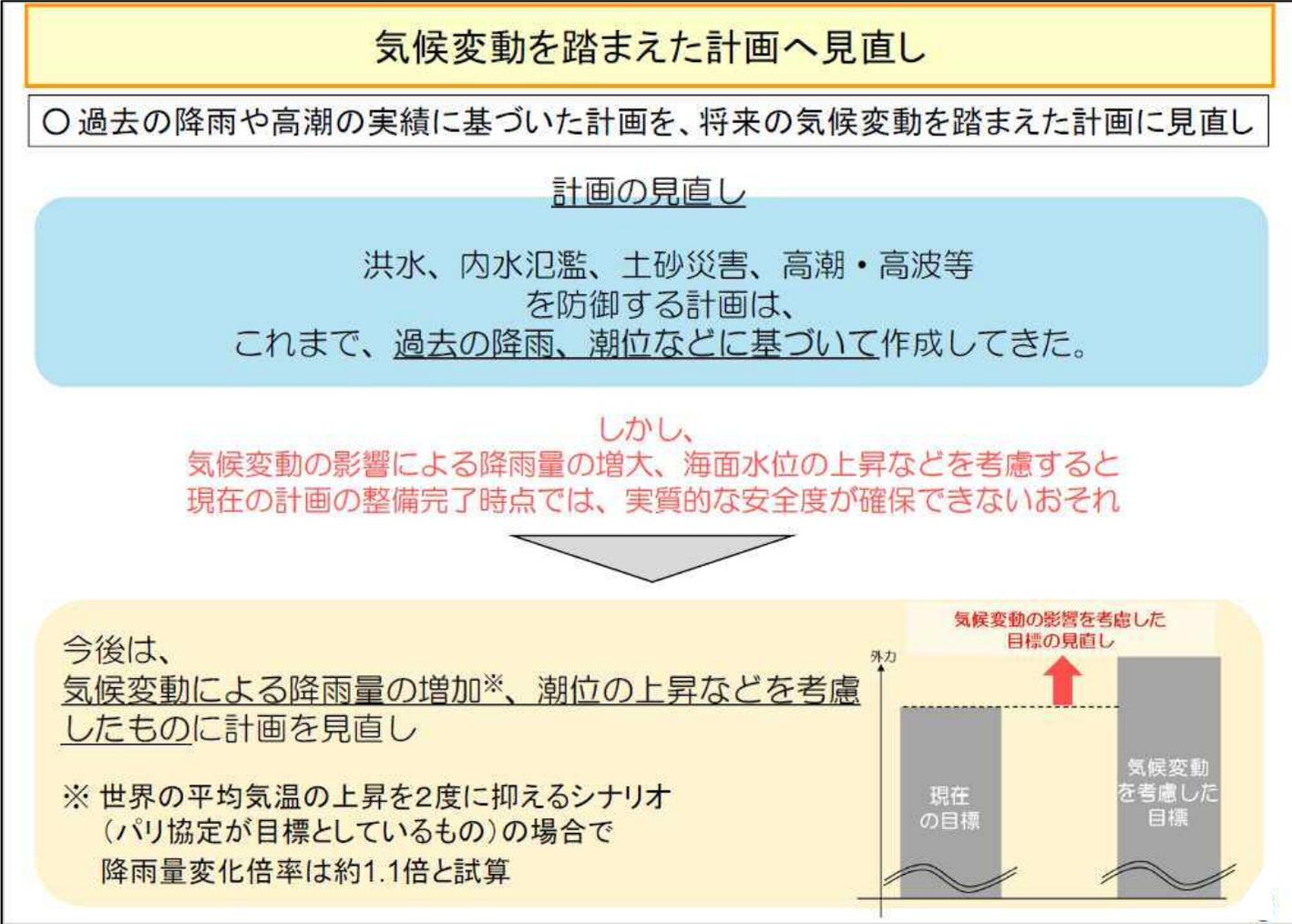
年	月	事象	治水	利水	環境
H27	7	水防法の一部改正 (想定最大規模の浸水想定区域の指定等)	●		
	8	「水災害分野における気候変動適応策のあり方について」答申	●	●	●
	9	関東・東北豪雨災害発生	●		
	12	「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」答申	●		
	12	水防災意識社会再構築ビジョンの取り組みを公表	●		
H28	8	北海道・東北豪雨災害発生	●		
	1	「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」答申	●		
H29	6	水防法の一部改正 (減災協議会の法定化等)	●		
	6	「持続性のある実践的多自然川づくりに向けて」提言			●
H30	7	西日本豪雨災害発生	●		
	12	「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」答申	●		
R1	10	令和元年東日本台風(第19号)による災害発生	●		
	10	「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」提言	●		
	12	既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針	●	●	
R2	7	「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について～あらゆる関係者が流域全体で行う持続可能な流域治水への転換～」答申	●		
R2	7	「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト～いのちとくらしを守る防災減災～」とりまとめ	●		

河川整備に関する新たな視点に対する対応

➤ 新たな動きに対する取組については、緊急的に対応しているものの、計画的な実施ができるよう、河川整備計画への反映が必要となっている。

4. 河川整備に関する新たな視点 (2) 気候変動を踏まえた治水計画の見直し

- 平成30年4月より「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」において、気候変動による影響について技術的な検討が進められ、令和元年10月には「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」が提言としてとりまとめられたほか、令和元年11月には、社会資本整備審議会 河川分科会 気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会が設置され、令和2年7月に「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方」について答申がとりまとめられた。
- 答申では、過去の降雨などの実績に基づいて作成されてきた計画を、気候変動による降雨量の増加などを考慮した計画に見直す必要があるとされている。



「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」答申(R2.7 社会資本整備審議会)概要資料 より

河川整備に関する新たな視点に対する対応

➤ まずは過去の実績洪水を目標とする現在の河川整備計画の早急な達成を目指すとともに、併せて気候変動による降雨量の増加等を考慮した河川整備計画の目標設定への移行が必要となっている。

4. 河川整備に関する新たな視点 (3)流域治水への転換

- 令和2年7月にとりまとめられた「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方」答申では、これまで進めてきた「水防災意識社会」の再構築の取組をさらに一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえてあらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」への転換を進めることが示された。
- また、令和2年7月には、国土交通省 防災・減災対策本部において、総力戦で挑む防災・減災プロジェクトがとりまとめられ、富士川においても、令和2年9月に国・県・沿川市町からなる富士川流域治水協議会を立ちあげ、流域治水の推進に向け取組をはじめた。

1. あらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」への転換

いのちと暮らしをまもる 防災 減災

- 気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築する必要
- 河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者*により流域全体で行う「流域治水」へ転換する*国・都道府県・市町村・企業・住民等

課題

- ・気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に取組む社会を構築する必要
- ・行政が行う防災対策を国民にわかりやすく示すことが必要

対応

- ・河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換
- ・令和元年東日本台風で甚大な被害を受けた7水系の「緊急治水対策プロジェクト」と同様に、全国の1級水系でも、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像「流域治水プロジェクト」を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速【全国の1級水系を対象に、夏頃までに中間とりまとめを行い、令和2年度中にプロジェクトを策定】

「流域治水」への転換

- ・「流域治水」へ転換し、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を総合的かつ多層的に推進
- 【これらの取組を円滑に進めるため、河川関連法制の見直しなど必要な施策を速やかに措置】

① 氾濫をできるだけ防ぐ

(ためる、しみこませる) [国・市、企業、住民]
雨水貯留浸透施設の整備、田んぼやため池等の治水利用
※グリーンインフラ関係施策と併せて推進

② 被害対象を減少させる

(よりリスクの低いエリアへ誘導) 集水域 氾濫域
土地利用規制、移転促進、金融による誘導の検討等 [市、企業、住民]
(被害範囲を減らす) 二級堤等の整備 [市]

③ 被害の軽減・早期復旧・復興

(土地のリスク情報の充実) [国・県]
水災害リスク情報の空白地帯解消等
(避難体制を強化する) [国・県・市]
河川水位等の長期予測の技術開発、リアルタイム浸水・決壊把握
(経済被害の最小化) [企業、住民]
工場や建築物の浸水対策、BCPの策定
(住まい方の工夫) [企業、住民]
不動産取引時の水害リスク情報提供、金融の活用等
(支援体制を充実する) [国・企業]
官民連携によるTEC-FORCEの体制強化
(氾濫水を早く排除する) [国・県・市等]
排水門等の整備、排水強化

流域治水プロジェクト

- 全国の1級水系において、河川対策、流域対策、ソフト対策からなる流域治水の全体像をとりまとめ、国民にわかりやすく提示
- ・戦後最大洪水に対応する国管理河川の対策の必要性・効果・実施内容*等をベースに、夏頃までに関係者が実施する取組を地域で中間的にとりまとめ、早急に実施すべき流域治水プロジェクトを令和2年度中に策定
- ※現行計画では、国管理河川で約7兆円の事業を実施中

河川対策

- ★ 戦後最大(昭和XX年)と同規模の洪水を安全に流す
- ★ 対策費用

流域対策 (集水域と氾濫域)

- ソフト対策
- ・水位計・監視カメラ設置、マイタイムライン作成 等

利水ダムの治水活用

- ・全国の1級水系(ダムがある99水系) 毎に事前放流等を含む治水協定を締結し、新たな運用を開始【令和2年出水期から】
- ・2級水系についても同様の取組を順次展開

(今後の水害対策の進め方)

1st 近年、各河川で発生した洪水に対応

- ・緊急治水対策プロジェクト(甚大な被害が発生した2水系)
- ・流域治水プロジェクト(全国の1級水系において早急に実施すべき事前防災対策を加速化)

※早やかに 気候変動を踏まえた河川整備計画等の見直し

2nd 気候変動の影響を反映した抜本的な治水対策を推進

- ・治水計画の見直し
- ・将来の降雨量増大に備えた対策

国土交通省 防災・減災対策本部(第2回)会議 資料3 総力戦で挑む防災・減災プロジェクト 主要施策 より

河川整備に関する新たな視点に対する対応

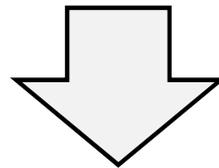
➢ あらゆる関係者により、流域全体で行う治水「流域治水」への転換とともに、流域全体で早急に実施すべき対策の全体像「流域治水プロジェクト」を示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速化させる必要がある。

① 流域の社会情勢の変化

- 流域内人口は減少しているものの、洪水想定氾濫区域内人口は増加傾向にあり、さらに開発による社会経済活動の活発化が見込まれ、河川管理者が行う河川整備のみならずあらゆる関係者で行う治水対策の重要性が増している。

② 河川整備に関する新たな視点

- 現時点で目標を上回る洪水は発生していないが、気候変動による影響を考慮した内容を含め検討する必要がある。



・流域の社会情勢の変化や河川整備に関する新たな視点を踏まえ、河川整備計画の内容を検討する必要がある。